

中間連結財務諸表作成の基本となる事項

1. 連結の範囲

- (1) 連結子会社数 75社
- 主要な連結子会社名 株式会社住友クレジットサービス
住銀リース株式会社
住銀ファイナンス株式会社
住銀保証株式会社
住銀インベストメント株式会社
株式会社関西銀行
Sumitomo Bank Capital Markets, Inc.

なお、エスジー債権回収株式会社は設立により、当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。また、清算により子会社でなくなったためエス・キャピタル株式会社（住友キャピタル証券株式会社を名称変更）及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社を連結子会社から除外しております。

- (2) 非連結子会社数 46社
- 子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他43社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。
- また、その他の非連結子会社2社の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。

2. 持分法適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社数 0社
- (2) 持分法適用の関連会社数 21社
- 主要な持分法適用関連会社名 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社
東京総合信用株式会社
日本総合信用株式会社
株式会社日本総合研究所

大和住銀投信投資顧問株式会社及びディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社は株式取得により、Daiwa SBCM (Cayman) は設立により、当中間連結会計期間より持分法適用会社といたしました。

なお、日本総合信用株式会社と東京総合信用株式会社は10月1日をもって合併し、新社名株式会社クオークとして発足いたしました。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社数 46社
- 子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他43社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。
- 持分法非適用の非連結子会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。
- (4) 持分法非適用の関連会社数 34社
- 主要な持分法非適用関連会社名 住銀メトロ・インベストメント会社
- 持分法非適用の関連会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月末日	36社
7月末日	1社
9月末日	37社

4月末日を中間決算日とする連結子会社については、平成11年7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により、連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

親会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

連結子会社については、特定取引目的の取引及びこれに類似する取引について、主として親会社と同様の取扱いを行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

親会社及び国内信託銀行連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。なお、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても同じ方法により行っております。

その他の国内連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を、在外連結子会社の保有する有価証券については、主として個別法による原価法を適用しております。

(3) 動産不動産及びリース資産の減価償却の方法

親会社及び国内信託銀行連結子会社の動産不動産の減価償却は、それぞれ次の方法により償却しております。

なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。

建物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。

動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。

その他の国内連結子会社の動産不動産については、主として定率法（税法基準）により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。また、在外連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

親会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。このうち一定の地域に所在する債務者宛の債権に対しては、当該地域の金融経済情勢等を勘案して必要と認める金額を上記に追加して引き当てております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

主要な連結子会社においても、同様に資産の自己査定を行い、必要な処理を行っております。なお破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は699,318百万円です。

(5) 退職給与引当金の計上基準

親会社及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中間会計期間末要支給額に相当する額を引き当てております。

なお、親会社は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。

(6) 債権売却損失引当金の計上基準

株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

(7) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金8百万円であり、次のように計上しております。

金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

証券取引責任準備金

国内証券連結子会社において引き当てておりました証券取引責任準備金は同社の清算に伴い取り崩しております。

(8) 外貨建資産・負債の換算基準

親会社の外貨建資産及び負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、外国法人に対する出資（外貨にて調達したものを除く）等、直物外貨建資産及び負債残高に算入することが適当でないと思われるものについては取得時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(9) リース取引の処理方法

親会社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(10) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

リース取引のリース料収入の計上方法

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結財務諸表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

6. リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は121,983百万円、延滞債権額は1,625,117百万円、3カ月以上延滞債権額は131,755百万円、貸出条件緩和債権額は277,115百万円、これらの合計額は2,155,972百万円であります。

【参考】

1株当たり中間（当期）純利益

$$\frac{\text{中間（当期）純利益} - \text{中間期（当期）優先株式配当金総額}}{\text{期中平均発行済普通株式数}} *$$

1株当たり株主資本

$$\frac{\text{中間期末（期末）株主資本} - \text{中間期末（期末）発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{中間期末（期末）発行済普通株式数}} *$$

1株当たり予想当期純利益

$$\frac{\text{予想当期純利益} - \text{予想優先株式配当金総額}}{\text{期末（中間期末）発行済普通株式数}} *$$

*：自己株式および連結子会社が保有する親会社株式は除く